

令和5年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年9月14日（木曜日） 午後1時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名について

（議長諸報告について）

第 2 認 定 第 1 号 令和4年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

第 3 認 定 第 2 号 令和4年度小清水町各事業会計決算認定について

第 4 議 案 第 4 9 号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	谷綾乃君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、本日の会議を開きます。

（開議 午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

5番 瓜田新一 議員 6番 鬼塚 茂 議員

を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案及び資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に決算審査特別委員会審査報告書と議案第49号、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第2、認定第1号、令和4年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長鬼塚茂議員の報告を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○決算審査特別委員長（鬼塚茂君）6番。決算審査特別委員会の報告をいたします。

9月12日、第5回定例会において本委員会に付託されました令和4年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきまして、12日と13日の2日間にわたり審査をいたしました。

審査に当たりましては、各会計決算書、主要施策成果調、決算審査意見書等により、慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の全会計につきまして、全員の賛成によりそれぞれ認定すべきものと決定した次第でございます。

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

これより、認定第1号、採決いたします。

原案に対する委員長報告は認定であります。令和4年度小清水町一般会計、小清水町国民健康保険特別会計、小清水町後期高齢者医療特別会計、小清水町介護保険特別会計を一括して採決いたします。

委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、認定第1号は、認定と決定いたしました。

◎認定第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、認定第2号、令和4年度小清水町各事業会計決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長鬼塚茂議員の報告を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○決算審査特別委員長（鬼塚茂君）6番。決算審査特別委員会の報告をいたします。

9月12日、第5回定例会において本委員会に付託されました令和4年度小清水町各事業会計決算認定につきまして、13日に審査をいたしました。

審査に当たりましては、各事業会計決算書、主要施策成果調、決算審査意見書等により、慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の両会計につきまして、全員の賛成によりそれぞれ認定すべきものとした次第でございます。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

これより、認定第2号、採決いたします。

原案に対する委員長報告は認定であります。令和4年度小清水町簡易水道事業会計、小清水町農業集落排水事業会計を一括して採決いたします。

委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、認定第2号は、認定と決定いたしました。

◎議案第49号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第49号、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました議案第49号、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、介護保険における高額介護サービス費の支給対象者に対する申請勧奨通知を怠り、同サービス費の未支給と一部時効を迎えるといった不適正な業務の発生に対し、町組織の最高責任者として責任を明確にするため、町長については10月分の給料を10分の2減額、副町長については10月分の給料を10分の1減額する特例措置を講ずるものでございます。

このたびの職員の不適正な業務により、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様、さらには各関係機関の皆様方に多大な御迷惑をおかけし、行政への信頼を大きく失墜させましたことに対し、管理監督の最高責任者である町長として心からおわびを申し上げます。

当時担当いたしました職員についての行政処分につきましては、給料月額10分の1を1か月、減給する懲戒処分を、担当上司でありました当時の保健福祉課長等は警告による訓告をそれぞれ9月12日付で行っております。

今後におきましては、二度とこのようなことを繰り返さぬよう、管理職をはじめ、全ての職員に対し、公務員倫理の徹底と服務規律を強く指導し、行政への信頼回復に全力を挙げてまいりますので御理解を頂

きたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第5回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（午後1時40分）